

「離郷門信徒のつどい開催助成金」交付要綱

1. 目的 この要綱は、寺院振興対策（寺院振興支援対策及び国内開教対策）の活動たる「離郷門信徒のつどい」について、宗門の教線維持・拡充対策としてこれを支援するため、開催団体（教区・組・寺院）への助成金交付に関して必要な事項を定める。
 2. 交付対象 「離郷門信徒のつどい」開催団体
（教区・組・寺院・その他「離郷門信徒のつどい」を開催する団体）
※なお、教区内の離郷門信徒を対象とする開催については、組単位での開催を主とする。
 3. 助成額 開催単位に応じた助成金を交付する
①教区、都道府県単位・・・15万円
②組、市町村単位・・・・・・10万円
③寺院単位・・・・・・・・・5万円
 4. 交付の申請 各会場の事務局へ「離郷門信徒のつどい」開催を申込のうえ、所定の「離郷門信徒のつどい開催助成金交付申請書」（様式1）の提出を行う。交付申請にあたっては「つどい」開催の1ヶ月前までに提出しなければならない。
 5. 申請先 各会場の事務局・申請先は以下とする
1) 京都・本山本願寺・・・・・・寺院活動支援部<過疎地域対策担当>
2) 東京・築地本願寺・・・・・・築地本願寺<首都圏開教推進部>
3) 名古屋・本願寺名古屋別院・・・中京都市圏都市開教対策本部事務室
4) 大阪・本願寺津村別院・・・・京阪神都市圏都市開教対策本部事務室
※上記以外の会場（直属寺院等）にて開催を希望する場合は、寺院活動支援部<過疎地域対策担当>が申請を受け対応する
 6. 交付の決定 「離郷門信徒のつどい開催助成金交付申請書」の提出があったときは、事務局の長はこれを審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付と決定し、「助成金交付決定通知書」（様式2）を対象者に送付するものとする。
 7. 交付の取消 1) 申請内容が目的に合致しない場合や、提出期限までに正当な理由なく申請書等が未提出の場合。
2) 開催が中止もしくは届け出なく延期になる場合。
- <添付書類> 1) 「離郷門信徒のつどい開催助成金交付申請書」（様式1）
2) 「助成金交付決定通知書」（様式2）

以 上